

1. 件名：「大間原子力発電所の地震等に係る新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（142）」

2. 日時：令和5年10月25日(水) 14時00分～15時10分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

岩田安全管理調査官、三井安全管理調査官、佐藤主任

安全審査官、藤川安全審査官、松末技術参与

電源開発株式会社 首藤 敦 執行役員 原子力事業本部長代理 他9名

5. 要旨

(1) 電源開発(株)から、第1023回審査会合(令和3年12月24日開催)等での指摘に対するコメント回答について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁は、以下について事実確認を行った。

- ・ プレート間地震とその他の地震の組合せを考慮しないとする根拠については、大間のサイト特性等を踏まえて説明すること。
- ・ 佐井エリア及び知内エリアの斜面崩壊を選定することの妥当性について、地すべり土塊量、傾斜等の観点から定量的な根拠に基づき説明すること。
- ・ 確実に上昇側の津波のピークを捉えるため、組合せ時間差について詳細にステップ①～④と検討を行っているが、その目的と理由を説明すること。
- ・ 防潮壁及び防潮堤の設備分類を資料に記載して説明すること。

(3) 電源開発(株)から、了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 大間原子力発電所 審査会合における指摘事項について(地震・津波関係)
- ・ 過去の審査資料からの主な変更箇所について
- ・ 大間原子力発電所 基準津波策定のうち、津波発生要因の組合せに関する検討について